

同一性状の災害廃棄物 産廃施設で処理可能に 環境省、廃掃法改正省令公布

環境省は16日、廃棄物
処理法施行規則の一部を
改正する省令を公布し、
同日施行した。毎年頻発
する非常災害で大量に発
生している災害廃棄物を

適正かつ迅速に処理する
ため、許可を受けた処理
対象物と同様の性状であ
れば、一般廃棄物扱いと
なっている災害廃棄物を
産業廃棄物処理施設で処
理できる措置を盛り込ん
だ。届出は事前に行うこ
とが前提だが、遅延しな
ければ処理後に提出する
ことを認めるなど、迅速
に処理に着手できるよう
にした。

また、同改正では一般
廃棄物として排出される
PCB含有の安定器を、
中間貯蔵・環境安全事業
(JESCO)で適正処
理する必要があることか
ら、産業廃棄物処理施設
の設置者に係る一般廃棄
物処理施設の設置につい
て、特例対象にPCB廃
棄物とその処理施設が追
加された。